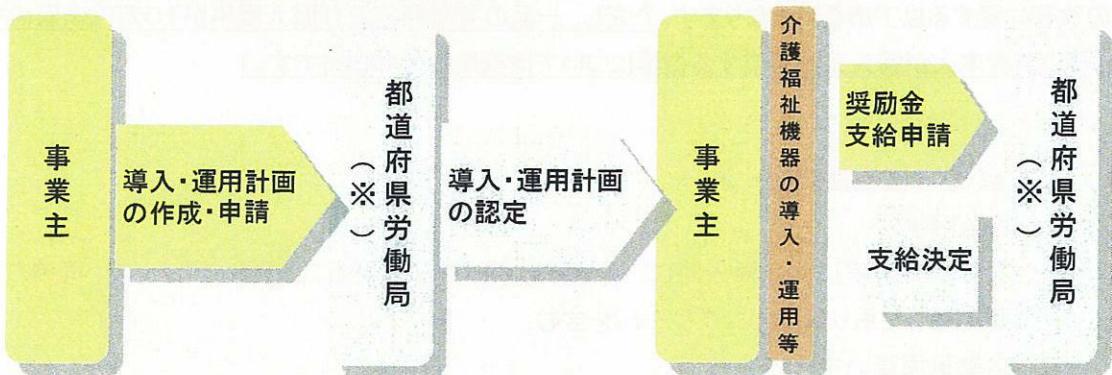


手続きの流れ

<手続きの概要>

- 「導入・運用計画」は、介護福祉機器を最初に導入する月の初日から遡って6ヶ月前から1ヶ月前の間に、事業主の主たる事業所を管轄する都道府県労働局まで提出して下さい。



※なお、労働局の管轄下にある公共職業安定所に提出できる場合がありますので、労働局までお問い合わせ下さい。

<添付書類>

- 導入・運用計画を提出する際は、導入・運用計画書(様式第1号)に以下の書類を添付する必要があります。

【添付書類】

1. 介護保険指定事業者としての指定通知書又はその写し、登記事項証明等、介護関係業務を行っている事業主であることを確認するための書類
2. 介護労働者設備等整備モデル奨励金介護福祉機器設置・整備申告書(様式第2号)
3. 「介護労働者雇用管理責任者」の選任を書面によりしている場合は、その書面(写)
4. 導入する介護福祉機器を確認することのできるカタログ、価格表、見積書等(写)
5. 導入・運用計画書の提出日の6ヶ月前の日から導入・運用計画書の提出日までの間に、申請事業主が雇用しなくなった雇用保険一般被保険者の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等(写)
6. 職員へのアンケート調査等、導入効果の把握に要する書類(他の書類で確認できる場合は除く。)
7. 総勘定元帳その他労働局長が必要と認める書類

ご注意！

この奨励金は予算の範囲内で実施するため、予算の執行状況によっては、導入・運用計画の受付を予告なく締め切る場合がありますのであらかじめご了承下さい。詳細は労働局までお問い合わせ下さい。

- 奨励金の支給申請は、計画期間の末日の翌日から1ヶ月以内に行ってください。なお、支給申請に必要な書類等は、支給申請書(様式第7号)の裏面をご覧下さい。

導入・運用計画の認定基準

- 事業主から提出された導入・運用計画は、都道府県労働局にて、次の認定基準に照らして審査し、適切と認められる場合は、認定通知書により事業主に通知します。
- ◆ 計画内容が介護福祉機器の導入・適切な運用により労働環境を改善し、もって、介護労働者の雇用管理の改善を図るものであり、その計画の実施により介護労働者の身体的負担軽減や腰痛の予防に一定の効果が見込まれること。
 - ◆ 計画内容が明確かつ具体的であり、実効性が高いものと判断されること。
 - ◆ 導入機器が事業所の実情に即し、労働環境の改善に必要なものと認められること。
 - ◆ 奨励金の支給終了後も引き続き介護福祉機器の使用が見込まれること。
- 記載項目等については、導入・運用計画対象経費内訳書(様式1号別紙)及び設置・整備申告書(様式2号)を参照下さい。